

令和2年12月18日
第四管区海上保安本部

令和2年12月定例記者懇談会資料

【お知らせ】

- ・ 令和3年(2021年)の初日の出情報
～初日の出の時刻が計算できます～

(海洋情報部)

- ・ 令和3年、海図150周年を迎えます
～海図150周年記念 ロゴマークを制定～

(海洋情報部)

【新規事項】

- ・ 1月18日は何の日？
～海の緊急ダイヤル「118番の日」です～

(総務部・総務課)

【≡ニ講座】

- ・ 1月18日は何の日？

(総務部・総務課)

【問い合わせ先】

海洋情報部監理課

監理課長 長瀬 裕介

電話 052-661-1611（内線 2510）



令和2年12月16日
第四管区海上保安本部

令和3年(2021年)の初日の出情報 ～初日の出の時刻が計算できます～

海上保安庁では、令和3年の初日の出の時刻に関する情報をホームページで公開しています。ホームページでは、任意の場所における初日の出の時刻が計算できますので、ご利用ください。

海上保安庁では、航海者が太陽や月などの天体を観測し、自船の位置を求めるために必要な航海暦（「天測暦」及び「天測略暦」）を刊行しています。この度、これら航海暦を作成するためのデータを活用し、令和3年の初日の出の時刻を計算しました。

1 管内各地の初日の出情報

愛知県・三重県・岐阜県各地の初日の出の時刻及び方位は別紙1のとおりです。

2 日本各地の初日の出情報

海上保安庁海洋情報部のホームページでは、日本各地（主な都市、山、岬及び島など）の初日の出の時刻と方位を公開しています。また、同ホームページでは、知りたい場所の初日の出の時刻を計算することができます（別紙2参照）。

○令和3年（2021年）の初日の出情報

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOH0/hatsuhi/index.html>



令和3年の初日の出情報

○令和3年の初日の出時刻計算

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOH0/hatsuhi/hinodemt.html>

管内各地の令和3年「初日の出」時刻及び方位



※「海しる」の画像に初日の出情報を付記

令和 3年の初日の出時刻計算

初日の出計算入力フォーム

任意の地点での初日の出の時刻を求めることができます。

初日の出時刻の計算は、次の3つの方法で行うことができます。

- 地名から選んで計算
次のリストにある地名を選べば、その地点での日の出時刻が計算されます。

地名の選択

- 地図上で地点を選んで計算
右の地図上で計算したい地点をダブルクリックすると、その地点での日の出時刻が計算されます。

- 経緯度、標高を直接指定して計算
下のフォームに北緯(度)、東経(度)、標高(m)を入力し、「計算」をクリックすると日の出時刻が計算されます。

(入力例 北緯 35.65 東経 139.73 標高 15)

北緯 度 東経 度
標高 m

初日の出時刻



問い合わせ先

海洋情報部企画課長補佐 勢田 明大

03-3595-3620



令和2年12月16日
海上保安庁

令和3年、海図150周年を迎えます ～海図150周年記念 ロゴマークを制定～

明治4年(1871年)、我が国が単独で、近代的技術をもって、海洋調査から海図作製までを一貫して行う本格的な水路業務を開始し、明治5年(1872年)に海図「りくちゅうのくにかまいしこうのず陸中國釜石港之圖」を刊行しました。

令和3年は、近代的水路業務を開始してから150周年を迎えることから、各種の記念事業を実施することとし、この期間に使用するロゴマークを制定しました。

国民の皆様には、航海の安全にとって重要な海図を刊行するなどの海洋情報業務に対する理解を更に深めていただくため、令和3年は海図150周年を記念した各種事業を実施する予定です。この期間、当庁で作成するポスターやパンフレットなどに海図150周年記念ロゴマークを使用します。

ロゴマークデザイン



【デザインイメージ】

水路業務が積み重ねてきた歴史と技術の安全の絆を綱で表しています。

安全な航海の道しるべであるコンパスで、全方位で海の安全を守る姿勢と過酷な状況でも花を咲かせ、み実^みは人々に役に立つ梅の花の精神で積み重ねてきた努力を表現しています。

150年の水路業務発展の絆を未来へとつないでいくデザインとしています。

<海図150周年記念ロゴマーク使用期間> 令和3年1月1日(金)～令和3年12月31日(金)

また、海図等の水路図誌に我が国が作製したものであることを示す印章(エンブレム)についても、ロゴマークをもとにデザインを変更します。新しい印章は、令和3年1月から使用します。



現在の印章



新しい印章

※“Japan Chart 150th”は令和3年のみ使用

【問い合わせ先】

総務部総務課

広報・地域連携室長 加藤義昭

電話 052-661-1611 (内線 2111)



令和2年12月24日

第四管区海上保安本部

1月18日は何の日？

～海の緊急ダイヤル「118番の日」です～

海の「もしも」は**118番**

海上保安庁緊急ダイヤル「118番」は、海上における事件・事故に迅速かつ的確に対応するために平成12年5月に導入し、平成22年度から毎年1月18日を「118番の日」として定め、正しい利用方法と重要性をより一層多くの方々に普及させるため、周知活動を行っております。

「118番」の重要性を多くの方々に理解してもらうため、第四管区海上保安本部では、各地で周知活動を行います。

1 118番について

「118番」とは、海上において事件や事故に遭遇した、または目撃した時に、海上保安庁に通報するための3桁の緊急通報用電話番号です。

「118番」に通報すると、本庁運用司令センター又は管区海上保安本部運用司令センターにつながり、通報を受けた運用司令センターが最寄りの海上保安部や海上保安署、航空基地に巡視船艇や航空機の出動を指示します。

また、「118番」通報時に音声通報と合わせて位置情報通知を受信する「緊急通報位置情報通知システム」を導入しているため、通報者の所在位置を迅速に把握することができます。

2 『NET 118』運用!!

聴覚や発話に障がいを持つ方々がスマートフォンなどを使用した入力操作により海上保安庁への緊急時の通報が可能となる、『NET 118』サービスの運用しております。

緊急時にご活用頂けるよう、「NET 118」の周知活動にも精力的に取り組んでまいります（別添参照）。

3 118番の周知活動を実施します

毎年、各地の商業施設や駅構内などにおいて、「118番に関するチラシ配布」、「118番認知度調査」などの周知活動を行っています（下記画像参照）。

今年度の周知活動の詳細は調整中のため、決定次第お知らせします



4 参考資料

- ・別添 「NET 118」リーフレット

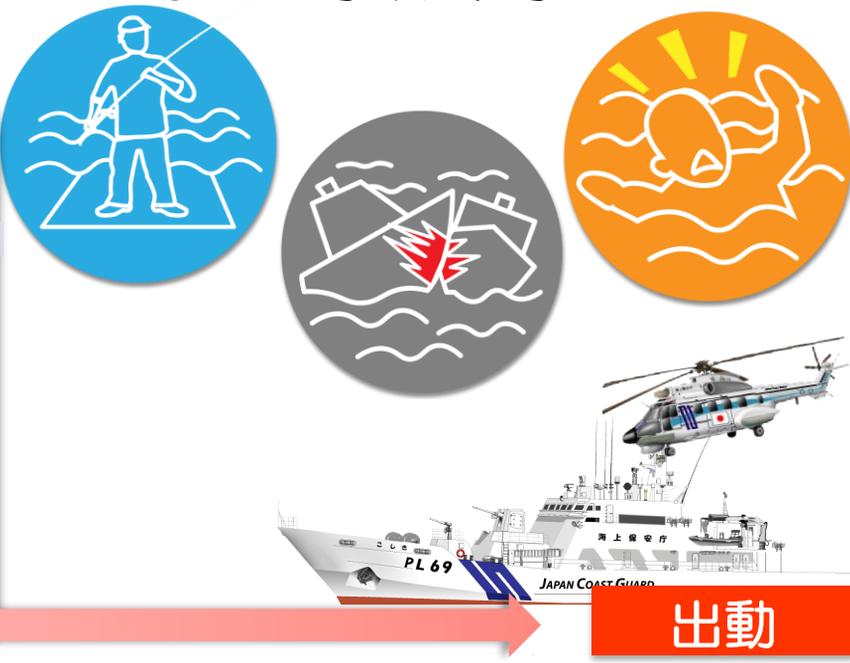
聴覚や発話に障がいのある方へ



海での事件・事故に関する緊急時の通報は『NET118』をご利用ください。

緊急時の通報

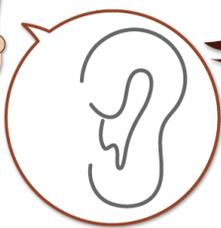
海での事件や事故



NET118は、聴覚や発話に障がいのある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。

携帯電話・スマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

ご利用できる方



聴覚に障がいを持つ方



発話に障がいを持つ方

費用：無料

携帯・スマートフォンの通信料が別途必要です。

NET118の利用案内

本サービスは「事前登録制」のサービスです。
以下の登録方法により、あらかじめ登録してください。

利用者
登録が
必要！



こちらのコードを読み取る もしくは、
entry@net118.jpを直接あて先に入力し、空メールを送信
登録用メールが返ってくるので、案内される手順に従い登録

よくある質問

Q1 誰が利用できますか？

A 聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な方が利用できます。

Q2 お金はかかりますか？

A 携帯電話・スマートフォンの通信料をご負担ください。
その他の費用はかかりません。

Q3 どんな携帯電話・スマートフォンでも通報可能ですか？

A ドコモやauやソフトバンクなど、国内の通信事業者が提供する携帯電話・スマートフォンで通報することができますが、利用する端末でインターネットやEメールが使用できる必要があります。

Q4 どのように通報しますか？

A 通報は画面上に表示される案内にしたがって操作します。
練習モードがありますので、緊急時に備えて練習モードで通報方法の確認を行ってください。

(登録等システムに関するお問い合わせ先) ※受付は平日午前9時から午後6時までとなります。

海上保安庁警備救難部 管理課

電話/FAX : 03-3591-6361 (内線 : 5160、5161)

メール (共通) : jcg-net118@mlit.go.jp

(その他のお問い合わせ先)

海上保安庁警備救難部 救難課

電話/FAX : 03-3591-6361 (内線 : 5910、5911)

メール (共通) : jcg-net118@mlit.go.jp

※セキュリティの関係により、添付ファイルがある問い合わせメールには対応できません。